

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

令和5年度（2023年度）

ごみ処理基本計画

アクションプログラム

令和5年（2023年）6月

1. 策定の趣旨

平成 28 年（2016 年）10 月に第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定後、平成 31 年（2019 年）3 月に「将来のごみ処理体制についての方針」の公表、令和 2 年（2020 年）8 月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）の策定、平成 30 年（2018 年）10 月の「かまくらプラごみゼロ宣言」、令和元年（2019 年）10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）の施行等、本計画策定後の状況の変化を踏まえ、令和 3 年（2021 年）6 月にごみ処理基本計画を改定しました。

令和 5 年度（2023 年度）のアクションプログラムは、ごみ処理基本計画に位置付けた施策の計画的かつ着実な推進を図り、焼却量の削減に向けた取組を行うとともに、安定的なごみ処理体制を構築するため、当該年度に重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものです。

2. 基本理念及び基本方針

環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、ごみ処理基本計画では、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、焼却量や埋立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念としています。

また、基本理念の実現に向け6つの基本方針を定めています。

**基本理念：「ゼロ・ウェイストかまくら」
の実現を目指して**
～モノを大切に して 心豊かな生活を～

基本方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

基本方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

基本方針
3

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

基本方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

基本方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

基本方針
6

将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

3. 基本方針に基づく施策の展開

ごみ処理基本計画では、6つの基本方針に基づいて施策を展開することとしています。施策の体系は次のとおりです。なお、「R5年度取組」欄の「○」は、6ページ「5. 令和5年度（2023年度）重点的な取組」に掲げたそれぞれの重点項目に位置付けた施策であることを示しています。

基本
方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

施策と主な取組		R5年度 取組
施策1-1 リデュース (発生抑制)の推進 (食品ロス)	(1) 家庭における食品ロスの削減	○
	(2) 飲食店等における食品ロスの削減	○
	(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR	○
	(4) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究	○
	(5) 未利用食品を活用するための活動の支援	○
施策1-2 リデュース (発生抑制)の推進 (食品ロス以外)	(1) 使い捨てプラスチックの削減	○
	(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応	○
	(3) 水切りの普及啓発	○
	(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	○
	(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進	○
	(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上	○
	(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	○
施策1-3 リユース (再使用)の推進	(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	○
	(2) リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供	
施策1-4 リサイクル (再生利用)の推進	(1) 家庭系生ごみの資源化	○
	(2) 紙おむつの資源化	○
	(3) 事業系ごみの最適な資源化	○
	(4) ごみと資源物の分別徹底	
	(5) 店舗等の店頭回収の促進	

基本
方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策と主な取組		R5年度 取組
施策2-1 市民に対する 働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	○
	(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○
	(3) 多様なツールによる情報発信	○
	(4) 学校等における環境教育等の推進	○
	(5) 地域での環境学習や3Rの取組支援	
	(6) 不適正な排出に対する指導	○
施策2-2 事業者に対する 働きかけ	(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	○

基本
方針
3

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

施策と主な取組		R5年度 取組
施策3 適正かつ持続可能な 廃棄物処理の推進	(1) ごみの適正処理の推進	○
	(2) 処理における環境負荷の低減	
	(3) 処理経費の削減に向けた検討	
	(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進	

基本
方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策と主な取組		R5年度 取組
施策4-1 市民サービスの向上	(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討	○
	(2) 分別しやすい排出方法の検討	○
施策4-2 事業者の適正処理に 向けた環境整備	(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	
	(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート	

基本
方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

施策と主な取組		R5年度 取組
施策5-1 市民、事業者、行政の 連携・協働体制の整備 と取組の推進	(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組	
	(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	
	(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知	
	(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	○
施策5-2 事業所としての 市の取組	(1) 市施設における3Rの取組	
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	

基本
方針
6

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理体制の構築

施策と主な取組		R5年度 取組
施策6 将来にわたる安定的な ごみ処理体制の構築	(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築	○
	(2) バックアップ体制の構築	○
	(3) 災害時の協力支援体制	○
	(4) ごみ処理施設等のあり方の検討	○

4. ごみ処理基本計画に定める焼却量について

① 減量・資源化の施策を推進しなかった場合のごみ焼却量（推計）

焼却見込量 (t/年) ㉠	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	29,206	29,121	29,036

② 減量・資源化の施策推進によるごみ焼却量の減量目標値（単位：t）

項目		年度	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
家庭系	生ごみの資源化		0	988	0
	紙おむつの資源化		0	0	1,512
	紙類等の分別徹底		93	92	91
事業系	生ごみの資源化促進		226	226	217
	紙おむつの資源化		0	0	762
	紙類の分別徹底		39	40	39
	生ごみ等以外の資源化		0	0	6,657
総計／年度			358	1,346	9,278
㉡ 累計			2,890	4,236	13,514

ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進した場合）

焼却量（目標値） （㉠ - ㉡）	(t/年)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
		26,316	24,885	15,522

5. 令和5年度（2023年度）の重点的な取組

基本方針に基づく施策と主な取組のうち、令和5年度（2023年度）は次の6項目を重点項目に掲げ、進行管理を行います。

- 重点項目1 食品ロスの削減の取組
- 重点項目2 家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）
- 重点項目3 新たな資源化
- 重点項目4 市民サービスの向上
- 重点項目5 事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理
- 重点項目6 安定的なごみ処理体制の構築

重点項目 1

食品ロスの削減の取組

食品ロスについては、令和元年（2019年）10月に「食品ロス削減推進法」が施行されたことから、法の趣旨を踏まえ、リデュース（発生抑制）の推進を図るための中心的施策に位置付け、引き続き消費者や事業者と連携協働を図りながら、その取組を拡充していきます。

《家庭における食品ロスの削減》

施策 1-1-(1)

令和4年度（2022年度）に行った家庭系燃やすごみの組成調査では、厨芥類を細分化し、より詳細な調査を行いました。厨芥類の中で「食べ残し等」のごみの割合が約80%と最も多いことが把握できたため、食べ残しの減量を図ることを中心に、市の刊行物やパンフレット、SNS（FacebookやTwitterなど）による食品ロス削減の啓発を行います。

また、国・県等の取組にあわせ本市でも同じ時期に啓発を行うなど、より効果的な周知・啓発を行います。

《飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ》

施策 1-1-(2)、施策 5-1-(4)

本市は観光地であり、事業所の中で飲食店が約15%と最も高い割合を占め、事業系生ごみの中でも食べ残しによる生ごみが多く排出されていることから、飲食業者と連携し、外食時における食べきりの呼びかけ3010（さんまるいちまる）運動の推進、少量メニューの導入、ドギーバッグの利用促進などにより、食品ロスの削減に向けて取組を進めます。

令和3年度（2021年度）に創設した「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」については、啓発指導員による啓発・訪問や飲食業組合、商工会議所などへの周知を行い、協力店の登録を推進します。

既に協力店として登録されている事業者に対しては、食品ロスの削減につながる情報を発信し、食品ロスの削減及び食品リサイクルの取組を一層強化するよう意識啓発を図ります。

あわせて、協力店には、店頭へステッカー・ポスターの掲示や具体的な取組内容の掲示などにより、利用者に対する周知啓発を求めます。さらに、気候変動への意識や危機感が高まっている中で、食品ロスの削減が温室効果ガスの削減につながることにについても周知します。

《食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR》

施策 1-1-(3)

「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」の登録事業者が実施している、食品ロスの削減の取組や工夫している内容をホームページやSNS（FacebookやTwitterなど）で

発信します。また、「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」等を活用し、情報発信の充実を図ります。

《食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究》 施策 1-1-(4)

令和3年度（2021年度）から家庭系燃やすごみの組成調査における厨芥類の調査項目を細分化したため、その経年変化の把握を行います。

調査結果を踏まえ、効果的な削減方法やその啓発方法について検討します。

《未利用食品を活用するための活動の支援》 施策 1-1-(5)

食品ロスの削減施策及び生活困窮者への支援を強化するため、まだ食べられる食材を使いたい人へ引き渡す「フードドライブ」を行います。生活困窮者支援事業との連携を図り、年間を通じた寄附の受入れ、受入れ窓口等の具体的手法について検討を進めます。また、鎌倉市SDGsつながりポイント事業（まちのコイン）と連携を図り、受入の促進を図ります。

事業者に対しては、引き続き食品ロスの削減の要請と併せてフードバンクの周知・啓発を図ります。

《学校等における環境教育等の推進》 施策 2-1-(4)

食品ロスの削減に関する理解と実践を子どもたちに促します。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭における食品ロスの削減	SNS（FacebookやTwitter）等による啓発											
② 飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ	鎌倉市食品ロス削減協力店制度の登録要請や協力店取組PR											
③ 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR	鎌倉市食品ロス削減協力店制度の協力店取組PR											
④ 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法調査・研究	令和4年度組成調査結果を踏まえた検討											
⑤ 未利用食品を活用するための活動の支援	フードドライブ			フードドライブ			フードドライブ			フードドライブ		
⑥ 学校等における環境教育等の推進	ウェブ会議等を活用した環境教育											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-1-(1) 家庭における食品ロスの削減
- ・ 施策 1-1-(2) 飲食店等における食品ロスの削減
- ・ 施策 1-1-(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR

- ・ 施策 1-1-(4) 食品ロスの発生調査及び効果的な削減方法の調査・研究
- ・ 施策 1-1-(5) 未利用食品を活用するための活動の支援
- ・ 施策 2-1-(4) 学校等における環境教育等の推進
- ・ 施策 5-1-(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

重点項目 2

家庭及び事業所での発生抑制の取組（食品ロス以外）

3Rの取組のうち家庭及び事業活動におけるごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）の取組を継続して実施するとともに、その取組を拡充していきます。

《使い捨てプラスチックの削減》 施策 1-2-(1)

《ライフスタイルの見直しに向けた啓発》 施策 2-1-(1)

プラスチックごみ削減施策としては、レジ袋の削減のため、引き続き事業者と連携した循環型エコバッグの普及促進を進めます。使い捨てペットボトルの削減については、引き続き民間事業者と協力し、公共施設や駅等に水道直結式ウォーターサーバー設置の拡大を図っていくとともに、「鎌倉市給水スポットマップ」を活用し、普及啓発を図ります。また、鎌倉市SDGsつながりポイント事業（まちのコイン）と連携し、ウォーターサーバーの使用の促進を図ります。

令和4年(2022年)4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応するため、プラスチック製品の製造事業者等との協議を継続し、事業者による使い捨てプラスチックの自主回収・再資源化を促進します。

《水切りの普及啓発》 施策 1-2-(3)

生ごみの約8割が水分であることから、水切りの効果や具体的な方法を紹介することにより、水切りについての普及啓発を継続します。

《家庭用生ごみ処理機等の更なる普及》 施策 1-2-(4)

新たな生活様式や、環境意識の向上に伴い、生ごみ処理機の需要が増加している状況を踏まえ、更なる普及拡大を目指します。

市役所窓口において、生ごみ処理機の種類・使用方法などの説明を行い、ライフスタイルに合った機種選定等のサポートを行います。

また、助成制度の利用者に対し、継続利用を促す取組として、生ごみ処理機購入後の利用状況を確認し、必要に応じて生ごみ処理機の適正な利用方法を説明するなど、アフターフォローを実施します。

《不用品登録制度などのリユース制度の拡充》 施策 1-3-(1)

不用となった家具等のリユース（再使用）を進めるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向けて、引き続き制度の周知拡大を図ります。これまで行ってきた市の刊行物発行やごみ減量キャンペーン、SNS（Facebookやtwitterなど）を継続しながら、鎌倉市LINE公式アカウント、イベントでの制度周知を図ります。

《生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上》

施策 1-2-(6)

多量排出事業者（月に3トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）や準多量排出事業者（月に1トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）を戸別訪問する際、分別の徹底とともに、使い捨て物品等の削減、量り売り、過剰包装について、引き続き指導をします。

市民、事業者等と連携し、製品の販売工程で使用される容器包装を削減するため、量り売りイベント等を実施し、周知・啓発を図ります。

《3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供》

施策 2-1-(2)

集合方式による説明会とともに動画配信による説明やウェブ会議システムを活用した情報提供を図ります。また、広報かまぐら「こちら環境通信局！」や「ごみ減量通信」等を通じて、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）について、家庭・地域に向けた啓発を行います。

《多様なツールによる情報発信》

施策 2-1-(3)

若手世代や転入者、単身世帯など比較のごみに無関心な層に対し、スマートフォンやパソコンなどで利用できるアプリケーション「LINE」を活用して、資源物とごみの分け方・出し方や収集日などの情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」による更なる周知を行います。また、既存のホームページをはじめとして、SNS（FacebookやTwitter、noteなど）等の情報発信ツールの活用し、誰もが3Rに関する情報に触れられる環境を整備します。

《学校等における環境教育等の推進》

施策 2-1-(4)

小中学校等における環境教育については、本市のごみの現状や課題、3R、地球温暖化について、子どもたちの理解を深めます。

《不適正な排出に対する指導》

施策 2-1-(6)

ごみや資源物の分別に関して、ワンルーム等の共同住宅の居住者、転入者を中心とした分別の周知等を実施します。また、不適正排出に対しては、必要に応じて内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行います。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 使い捨てプラスチックの削減 ライフスタイルの見直しに向けた啓発	プラごみ削減施策推進、ウォーターサーバー設置											
② 水切りの普及啓発	ホームページ等による啓発											
③ 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	生ごみ処理機の常設展示、購入費助成											
④ 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	SNS等での周知啓発											
⑤ 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上	多量排出事業等への戸別訪問による指導、イベント等での周知啓発											
⑥ 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	動画配信等での周知啓発											
⑦ 多様なツールによる情報発信	SNS等による情報発信											
⑧ 学校等における環境教育等の推進	ウェブ会議等による環境教育											
⑨ 不適正な排出に対する指導	内容物調査等の実施											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-2-(1) 使い捨てプラスチックの削減
- ・ 施策 1-2-(3) 水切りの普及啓発
- ・ 施策 1-2-(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及
- ・ 施策 1-2-(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上
- ・ 施策 1-3-(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充
- ・ 施策 2-1-(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発
- ・ 施策 2-1-(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-1-(3) 多様なツールによる情報発信
- ・ 施策 2-1-(4) 学校等における環境教育等の推進
- ・ 施策 2-1-(6) 不適正な排出に対する指導

【関連する施策番号】

- ・ 施策 2-1-(5) 地域での環境学習や3Rの取組支援
- ・ 施策 5-1-(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組
- ・ 施策 5-1-(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働

重点項目 3

新たな資源化

《家庭系生ごみの資源化》

施策 1-4-(1)

生ごみは、家庭系燃やすごみの約半分を占めていることから、資源化することで燃やすごみの大幅な減量が期待できます。また、水分を多く含む生ごみの焼却は燃焼効率が悪く、資源化により温室効果ガスの削減にも寄与します。

生ごみ資源化施設整備については、今後も施設候補地周辺住民との信頼関係の構築に努め、過年度に実施した堆肥化を含めた資源化手法に関するサウンディング調査の結果を踏まえ、地元協議会とともに堆肥化以外も含めた幅広い資源化手法等の検討を進めます。

《紙おむつの資源化》

施策 1-4-(2)

紙おむつの資源化の検討に当たっては、国や先進自治体、民間事業者の動向を注視してきました。施設整備や民間委託の検討においては、引き続き動向把握に努めます。

また、過年度に実施したサウンディング調査結果を踏まえ、排出事業者施設内で処理が可能な設備機器の導入による資源化の可能性を探るため、民間事業者と連携した実証実験を実施します。

《事業系ごみの最適な資源化》

施策 1-4-(3)

事業系ごみについては、令和4年（2022年）6月に公募型プロポーザルにより決定したオリックス資源循環株式会社の縦型乾式メタン発酵施設で、資源化を進めます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系生ごみの資源化	資源化手法の検討及び地元住民との協議											
② 紙おむつの資源化	設備機器による処理の実証実験											
③ 事業系ごみの最適な資源化	資源化処理実施											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-4-(1) 家庭系生ごみの資源化
- ・ 施策 1-4-(2) 紙おむつの資源化
- ・ 施策 1-4-(3) 事業系ごみの資源化

【関連する施策番号】

- ・ 施策 1-4-(4) ごみと資源物の分別徹底

- ・ 施策 3-(1) ごみの適正処理の推進
- ・ 施策 3-(2) 処理における環境負荷の低減
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討
- ・ 施策 4-1-(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討

市民サービスの向上

ごみ処理基本計画では、超高齢社会の到来や行政サービスの向上等を考慮し、一般家庭における高齢者や障害者等の社会的弱者に対する収集体制のあり方を検討することとしています。

《家庭系ごみ戸別収集の検討》

施策 4-1-(1)

戸別収集は、高齢者等のごみ出しの負担をはじめとするクリーンステーション収集に伴う様々な負担の軽減や収集環境・景観の向上に寄与し、ごみの減量も期待できます。

これまで、減量効果に対する費用負担が過大であるなどの理由により実施に至らなかった経過がありましたが、当時から約7年が経過する中で、高齢化や新型コロナウイルスの影響による市民生活の変化を踏まえ、ごみ出しの負担軽減という福祉的な側面に着目し、改めて必要性を整理し具体的な検討を開始しました。

戸別収集の実施検討を改めて行うことから、令和4年（2022年）8月以降計4回の鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会において戸別収集について議論し、令和5年（2023年）1月に「鎌倉市における戸別収集のあり方」について諮問を行いました。

令和5年度（2023年度）は、審議会での議論を継続し、本市における戸別収集のあり方についての実施方針を策定します。効率的な収集体制の構築に向けたエリアや車両台数の適正化の検討も行います。

また、戸別収集に伴い増加が見込まれる収集経費については、効率的な収集体制や収集方法を再検討し、できる限り抑制に努め、審議会の審議を経て市民説明、意見公募を実施し、市民理解の醸成を図りながら検討を進めます。

《分別しやすい排出方法の検討》

施策 4-1-(2)

分別区分について分かりやすく理解していただくため、引き続きLINEのアプリを活用した「鎌倉ごみ調べ」により、更なる周知を行います。また、排出困難者に対しては、排出状況を確認し関係機関との連携を図りながら、福祉制度等の支援に繋げてまいります。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系ごみ戸別収集の検討	効率的な収集方法や経費抑制策等を提示。意見公募実施後、実施方針策定											
② 分別しやすい排出方法の検討	LINE（鎌倉ごみ調べ）を活用した情報提供											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 4-1-(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討

【関連する施策番号】

- ・ 施策 2-1-(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-1-(3) 多様なツールによる情報発信
- ・ 施策 3-(1) ごみの適正処理の推進
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討

事業所から出るごみと資源物の分別徹底及び適正処理

事業系ごみについては、市が収集するのではなく、排出事業者が一般廃棄物収集運搬業許可業者と収集の契約をしているため、一般廃棄物収集運搬業許可業者と事業系ごみについての情報を共有し、連携して分別徹底を図っています。

《3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供》 施策 2-2-(1)

排出事業者へ分別や排出方法の情報が行き届いていないという実態を踏まえ、分別パンフレットを作成しています。

分別パンフレットは排出事業者訪問時の説明に活用し、事業者の責務、事業者のごみの削減、分別の徹底、食品ロスの削減、排出方法などの情報提供を行い、ごみの削減・適正処理、資源化の取組など循環型社会の形成を促します。

《事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導》 施策 2-2-(2)

平成 25 年（2013 年）1 月に開始した自走式コンベアごみ投入検査機によるピット前検査を引き続き実施し、分別状況の悪いごみについて、持ち帰りや排出元の事業者訪問による指導を行います。

また、専任の職員が排出事業者を個別訪問し、分別の仕方や排出方法を現地で確認するとともに、適正に分別ができていない排出事業者に対しては、適宜指導を行っていきます。令和 5 年度（2023 年度）も継続して個別訪問を実施し、多量排出事業（月に 3 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）に対して、市に提出された減量化及び資源化計画書を元に指導を行い、分別の徹底やごみの減量化を図ります。

準多量排出事業者（月に 1 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）をはじめ、住宅宿舎事業者（民泊）や小規模な事業所に対しても、訪問による分別指導を行うとともに、事業系ごみの排出状況を把握し、課題に対する対応策についても検討し指導します。

また、「鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者に係る行政処分基準」を令和 5 年 4 月 1 日から施行し、収集運搬業者による適正処理の推進と産業廃棄物等の混入防止を図ります。

《事業所から排出される生ごみ資源化の促進》 施策 1-2-(5)

事業所から排出される生ごみの資源化を促進するため、多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の情報提供を積極的に行い、生ごみ資源化の促進を図ります。

また、フランチャイズ型の事業者に対しては、引き続き市内の加盟店の生ごみ

の資源化を進めるため、フランチャイズ本部へエコフィード（飼料化）や食品リサイクルループの活用について働きかけていきます。

大型生ごみ処理機については、平成26年（2014年）8月より事業者向けの設置費等に対する助成制度を創設していますが、平成28年（2016年）12月に補助対象となる生ごみ処理機の処理能力を1日に30キログラム以上から、1日に10キログラム以上に改定し、小規模の店舗にも導入しやすくしました。令和5年度（2023年度）は、1日2キログラム程度の生ごみ処理機も補助対象となるよう改定を行い、従来設置場所や費用などの理由により導入が難しかった事業者も本制度を利用できるよう見直しを図ります。

《事業系ごみ処理手数料の見直し》

施策 1-2-(7)

「植木剪定材以外のもの」の処理手数料については、審議会から令和5年（2023年）5月に受けた手数料の改定額等についての答申を踏まえ、手数料の見直しに向けた手続を進めます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供				事業者への啓発訪問等の実施								
② 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導				ピット前検査及び訪問指導の実施								
③ 事業所から排出される生ごみの資源化の促進				登録再生利用事業者等の情報提供								
④ 事業系ごみ処理手数料の見直し	答申・植木剪定材以外の手数料改定手続											

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 2-2-(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-2-(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導
- ・ 施策 1-2-(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進
- ・ 施策 1-2-(7) 事業系ごみ手数料の見直し

安定的なごみ処理体制の構築

将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として他の県内市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ体制を構築します。

《広域連携による新たなごみ処理体制の構築について》 施策 6-(1)

《ごみの適正処理の推進》 施策 3-(1)

広域連携による安定的かつ適正なごみの処理を確実に推進するため、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画に基づくごみ減量・資源化施策や各市町が担うごみ処理の役割分担を検討するとともに、令和7年度（2025年度）以降、逗子市既存焼却施設を中心とした広域処理への移行に向けて、搬入方法等の具体的な協議を進めます。

また、逗子市既存焼却施設停止後の将来の広域連携のあり方については、引き続き広域ブロック区割りの見直しや他の県内市町村との連携について県との協議を進めます。

《バックアップの体制の構築》 施策 6-(2)

令和4年度(2022年度)までに5事業者と協定を締結していますが、令和7年度(2025年度)以降の安定的なごみ処理体制を図るため更に1事業者との協定の締結を進めます。

また、不測の事態が発生した際、円滑に処理できるよう協定を締結した事業者と委託契約を締結し一定量の廃棄物処理を行います。

《災害時の協力支援体制》 施策 6-(3)

災害時協力支援協定を締結した民間事業者と引き続き仮置場の運用等の協力支援体制の充実に向けた取組を進め、平時からの情報共有に努めるとともに、不測の事態に備えます。

《ごみ処理施設等のあり方の検討》 施策 6-(4)

生活環境整備審議会から答申を得た「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」を踏まえ、「鎌倉市名越中継施設整備基本計画」の早期策定に向けて、同審議会において引き続き審議を進めていただくとともに、周辺住民との合意形成を図ります。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 広域連携による新たなごみ処理体制の構築について				広域化実施計画推進の協議								
② バックアップ協定の締結	協定締結			一定量の廃棄物処理								
③ 災害時の協力支援体制				協力支援体制の構築								
④ ごみ処理施設等のあり方の検討				名越中継施設の検討								

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 3-(1) ごみの適正処理の推進
- ・ 施策 6-(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築
- ・ 施策 6-(2) バックアップの体制の構築
- ・ 施策 6-(3) 災害時の協力支援体制
- ・ 施策 6-(4) ごみ処理施設等のあり方の検討

【関連する施策番号】

- ・ 施策 3-(2) 処理における環境負荷の低減
- ・ 施策 3-(3) 処理経費の削減に向けた検討
- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討
- ・ 施策 4-2-(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討